

## 研究発表要旨

元老院による裁判と顕彰から見る、ユリウス＝クラウディウス朝の政治

逸見 祐太

ユリウス＝クラウディウス朝において元老院は、皇帝に唯々諾々と従っていたというのが従来の理解であった。とくに裁判において、重要な政治事件の審理を担った元老院はしばしば苛烈な判決を出したが、それは元老院が皇帝の圧力によって、彼に有利な形で裁判を行わざるを得なかったためだと F.d.M.Avonzo らが主張している。このように先行研究は、おもにタキトゥスの記述に基づく形で、元老院の隷属を示す主要な根拠の一つとして、しばしば裁判に着目してきた。

だが 1980 年代、ピソに対する元老院の裁判判決を記した碑文が発見され、裁判研究の視野が広がった。裁判と顕彰のつながりに目が向けられ始めたのである。ピソの事例では、ピソがティベリウス帝の養子ゲルマニクスを毒殺し、国家に反逆したとして断罪されるとともに、元老院から皇帝たちへ謝辞が述べられるなど、一種の顕彰が生じている。当該事例において裁判と顕彰が共存していることに着目した W.Eck や G.Rowe たちは、ゲルマニクスの死によって社会が混乱し、皇帝が毒殺に関与したという噂がその混乱に拍車をかける中、元老院はピソを断罪しながらも、顕彰で皇帝の潔白を印象づけ、社会秩序を回復する必要があったと主張した。Eck たちの、元老院の秩序維持機能の発見には、裁判と顕彰を並行して検討する新たな分析手法が、大いに貢献したと言えよう。

しかし Eck たちの研究には、2つの問題点が指摘できる。1つ目は、せっかく裁判と顕彰を一緒に分析しておきながら、Eck たちは元老院の帝政への貢献ぶりを見出すにとどまり、より根源的な問題であるはずの、皇帝・元老院関係にまで検討が深められていない点である。ピソの事例における元老院の裁判と顕彰は、どちらも皇帝側の圧力によって、彼の意向に沿って行われたものなのか。このような観点のもとで事例分析を試みることで、皇帝に従属する元老院という、従来の見方の再考が可能になるだろう。

2つ目の問題は、Eck たちが分析対象をゲルマニクスの死の前後という狭い時期に限定したため、他の時期の事例との比較が十分なされていない点である。すでに Eck たちの研究を補足する形で、島田誠氏がピソの事例を、共和政期から続く「記憶の形成」の延長線上に位置づけている。島田氏がピソの事例以前に注目したいっぽうで、皇帝・元老院関係に関心を持つ本報告では、ピソの事例以後の、セイヤヌス（ティベリウス帝期後期）とレピドゥス（カリグラ帝期）の事例を検討し、時期も政治的背景も異なる全3事例の中に、ユリウス＝クラウディウス朝を特徴づけるような、何らかの共通点が見出せるかを探る。そして仮に各事例に共通する要素が見出せるとすれば、その要素をもとに、元老院の皇帝への従属に批判を加えることとする。以上の作業から、タキトゥスが描いたような阿諛追従的な元老院像を再検討することが、本報告の目的である。

# オベロスとアステリスコス:教父たちによるアレクサンドリア文献学の受容 加藤 哲平

オベロスとアステリスコスとは、古代アレクサンドリアの文献学者たちが発明した校訂記号である。本発表は、これらの校訂記号をのちの教父たち——オリゲネス、エピファニオス、ヒエロニムスら——がどのように受容し、また発展させたのかを検証することを通じて、聖書に対する彼らの立場を明らかにする。

アレクサンドリア図書館の最初の館長であるエフェソスのゼノドトスは、ホメロスのテキストを校訂する際に、真正性が疑われる箇所欄外にオベロス記号（-）を付した。ビザンティウムのアリストファネスは、他の箇所でも繰り返されている部分を示すアステリスコス記号（※）をはじめ、シグマ記号（C）やアンティシグマ記号（D）なども発明した。サモトラケのアリスタルコスも、これらの記号を用いつつ、さらにディプレー記号（>）、付点ディプレー記号（>:）、ケラウニオン記号（T雷型記号）などを発明した。

こうした校訂記号を、3世紀のギリシア教父オリゲネスは聖書文献学に取り入れたのだ。彼は中でもオベロス記号とアステリスコス記号に対し、上の発明者たちとは別の意味を持たせた。すなわち、旧約聖書のヘブライ語原典とそのギリシア語訳である七十人訳を比較したときに、七十人訳にはあるがヘブライ語テキストにはない箇所にオベロス記号を、そして七十人訳にはないがヘブライ語テキストにはある箇所にアステリスコス記号を付したのである。しかし、記号の説明（『アフリカヌスへの手紙』7）をよく読むと、彼は七十人訳を基点にして、そこから見たヘブライ語テキスト上のマイナスを示すのがオベロス記号、一方でヘブライ語テキスト上のプラスを示すのがアステリスコス記号だと述べている。言い換えると、オリゲネスは記号の説明において七十人訳を中心とした議論を展開しているのである。

キプロスの司教エピファニオスは、校訂記号の説明に際してはオリゲネス同様の七十人訳中心主義を取った。それはアステリスコス記号が示す部分を「余分」、つまり七十人訳から見てヘブライ語テキスト上にプラスがあると述べていることから明らかである（『尺度と重さについて』2）。

ヒエロニムスによる記号の説明は、オリゲネスとエピファニオスのそれに対し、鮮やかな対照を示している。彼はヘブライ語テキストを基点に、七十人訳上のプラスを示すのがオベロス記号、一方で七十人訳上のマイナスを示すのがアステリスコス記号であると説明している（『歴代誌（ヘブライ語）序文』）。

神学的には、エピファニオスとヒエロニムスは反オリゲネス主義運動の推進者であったが、聖書に対する文献学的な観点においては、エピファニオスはオリゲネス同様の伝統的な七十人訳中心主義の立場を採った。そして「ヘブライ的真理」を標榜したヒエロニムスのみがただひとり、ヘブライ語テキストを議論の中心にするという革命的な視点を持ち得たのだ。

本報告の目的は、アリストテレスの責任の定義を整理しなおし提示することにある。アリストテレスの考える行為者は、自発的な行為に対して責任を負う。『ニコマコス倫理学』(EN)第3巻第1章において、アリストテレスは、自発的な行為とは、「私たち次第」(ἐφ' ἡμῖν)で、その始点(ἀρκή πράξεως)が私たちのうちにあり、私たちがそれを支配する力を持っており、私たちがその原因(αἰτία)であるような行為であると考察している。このように第一義的には、アリストテレスの責任は因果的責任を指す。そして、アリストテレスは、行為の始点が私たちのうちにある行為が賞讃と非難の対象になるという。たとえば賞讃については、EN第1巻において、為される行為の結果によって善き人とその徳が賞讃されると説明している。アリストテレス倫理学においては、行為のみならず行為者の性格の徳が賞讃される。すなわち、性格と行為は直結している。このことから、アリストテレスの責任は道徳的責任であると通常考えられている。ただし、それは私たちの考える道徳とは距離があることを認識する必要がある。たとえばS. S. Meyerは、性格の徳から生み出される行為や感情に道徳的に責任がある点は認めつつも、アリストテレスの賞讃の説明が道徳的責任についての現代の想定を承認するものではないと留保をつけて論じている(Meyer, S. S. 2011. *Aristotle on Moral Responsibility*. Oxford)。

一方、賞賛・非難と因果的責任との分離を行っているのがJ. M. Cooperである(Cooper, J. M. 2013. "Aristotelian Responsibility." *OSAP* 45: 265-310)。Cooperは、行為者が何か責任あることを行った結果、為したことに対して当然賞讃・非難されるのであり、責任ある行為の良し悪しによって、その行為が当然賞讃・非難されるわけではないと主張し、行為の責任と賞讃・非難とを切り離れた。Cooperは『エウデモス倫理学』(EE)第2巻第6章において、アリストテレスが子どもや動物は自発的な行為をするものではないと考えて、責任を大人にのみ限定している点に着目する。そして、アリストテレスはEN第3巻第1章で子どもや動物も自発的な行為を行うとしつつ、EN第3巻第5章で大人に限定して責任の確立を行っているとしてCooperは分析している。本報告では、EN第3巻第1章・第5章とEE第2巻第6章を対照させて検討することで、Cooperの議論を追う。アリストテレスの責任は、賞讃と非難という表現を手掛かりに道徳的責任と明言すると誤解を生みかねないが、単純に因果的責任だけでも言い切れない。その道徳性の担保について検討する。

ローマ属州統治におけるウィクス・パグスとパトロネジ：  
ガリア・ナルボネンシス属州を事例として

小川 潤

本報告では、ガリア・ナルボネンシス属州における碑文史料の検討を通して、ウィクスやパグスといったキウィタス領域内の小規模共同体が有したパトロネジに焦点を当てる。

当該地域におけるウィクスやパグスが、キウィタス中心市の有力者との間にパトロネジを有していたことは先行研究においても認められてきたところであるが、加えて、これらの共同体がキウィタスの枠を超えたパトロネジをも有していた可能性が、いくつかの碑文から窺われる。本報告においてとくに考察したいのは、このようなパトロネジについてである。従来、ウィクスやパグスを単にキウィタス行政上の下部単位であり、専ら中心市に従属する存在であるとみなす見解が優勢な中、キウィタスの枠を超えたパトロネジの存在には注意が向けられてこなかったように思われる。しかし近年、主に公職者や意思決定機関といった行政機構の側面から、これら小規模共同体の自治機能を高く評価する研究や議論が力を得つつある。それを踏まえ本報告は、ウィクスやパグスが有したパトロネジという社会的関係の側面から、これら共同体とキウィタス中心市の関係性について改めて検討を加えることを試みる。

さて、まずウィクスに関して、ここではローヌ川沿いのタン＝レルミタージュ出土の碑文(*CIL XII*, 1783)に言及したい。この碑文からは、ウォコンティイ族の領域に存在した山間地域の二つのウィクスが、遠く離れたヴィエンヌの有力者を庇護者としていたことがわかる。この有力者は、ハドリアヌス帝によって元老院階級に推挙された人物であることが碑文から明らかであり、その経歴ゆえに、ウィクスは彼を庇護者として選出したと考えられる。一方でパグスに関しては、アプト近郊に存在したパグスの庇護者に言及する碑文(*CIL XII*, 1114)をまずあげたい。この庇護者はアプトの有力者であると同時に、審判人名簿に名を連ねたことが明記されている。このことは、先のウィクスの例と同様に、パグス側が庇護者選出に際してこうした経歴を重視していたことの証左であろう。他に、現在の南仏ジェムノ出土の碑文(*CIL XII*, 594)は、この地のパグスが水利権を巡って他の共同体と対立した際に、アルルの皇帝祭祀六人委員を介して属州総督や皇帝にまで働きかけ、自らの利益を図っていたことを窺わせる。

これらの碑文からは、ウィクスやパグスが、キウィタス中心市の有力者に限定された一元的なパトロネジではなく、キウィタスの枠を超え、属州・帝国レベルの有力者にも連なる多元的なパトロネジを自発的に取り結び、ときに、それを自らの利益のために活用していたことがわかる。このように、中心市との間の垂直的かつ一元的な関係ではなく、他のキウィタスや帝国上層とも繋がりうる多元的な関係の中で、一個の自主的な共同体としてウィクスやパグスを捉え直すことで、最終的には、帝国の統治構造におけるこれら小規模共同体の意義を再評価することにも繋がるはずである。

キケロ『国家について』の主題のひとつは「最善の国制」の規定である。本稿は、キケロがある種の混合政体を最善の国制だと主張する理由を明らかにする。

キケロは本著作の執筆以前より「知恵と政治権力の一致」をプラトンの思想として捉えており、同趣旨の考えが本著作の第1巻において単純国制のうち最善のものとして王制が称賛される箇所に見られる(1.56-68)。そこで解釈上の問題が生じる。王制よりも混合政体のほうがいっそう優れているとキケロが考えるのはなぜか、換言すれば、知恵による支配というプラトンの理念を表現する王制はいかなる点で混合政体より劣るとされるのかという問題である。

これについて、王制を実現不可能ながら理論的には最善の国制として位置づける解釈が古くから存在する(Pöschlを代表とし、近年ではAtkinsが追随する)。すなわち、公正で知恵をそなえた一人の人物に対して自由をすすんで放棄した民衆が国家を移譲する「王制それ自体のあり方」には欠点がない。しかし、ひとたび民衆が自由を味わったときに民衆が正しい王を追放して僭主を選び出すという変化をはばむことができない。それゆえ、国制の一部に王制的部分を取り入れつつ同時に民衆にあらかじめ一定程度の自由を与えておく混合政体が、「妥協物」(いわば擬似的な王制)として必要である、という解釈である。

本稿はまず、キケロがタルクイニウス・スペルプスの実例を用いて、王制の墮落の原因を「王制それ自体のあり方」から切り離し民衆に帰する見方を批判している(2.50-51)ことを示し、この解釈を退ける。続いて、第2巻末(2.69)で協和(concordia)概念を用いて述べられる混合政体の特徴について、キケロがそれを何と対立するものと理解しているかを『国家について』内外の資料にもとづいて示すことを通じて、その意味を明らかにする。具体的には、キケロは指導者階級の権威に民衆の自由が積極的に貢献することを理由として、民衆の自由が協和のために必要だという自身の考えを先行する他の閥族派的主張に対抗して打ちだしている。最後に、この特徴をもつ混合政体における政治家の役割をキケロがどう理解しているかを、弁論術やアカデメシア派の懐疑主義的な認識論の背景のもとで考察する。

以上より次の二点を結論する。第一に、『国家について』においてキケロは、特定の種類の混合政体に固有の特徴をもって最善の国制を規定している。すなわち、自由な民衆が指導者の権威を自発的に承認する仕方で成立する広範な範囲の市民の合意を通じた国家の協和という特徴である。第二に、本著作においてキケロは、知恵による支配というプラトンの理念は王制を特徴づけるものであり、最善の国制の特徴づけとしては不十分だと考えている。キケロの混合政体は理想的王制の妥協物ではなく、むしろ先行ギリシア哲学が提示した理想に対する批判の先に提示された別の理想である。

前4世紀アテナイでは穀物供給が深刻な課題とされており、海上交易にかかわる様々な司法制度が整備されていたことが知られる。ところが、従来の研究はこのような制度の存在を指摘するにとどまり、その実際の運用面にはほとんど目を向けてこなかった。そのため、これらが本当に機能していたのかについても、十分に検証されていない状況にあるのである。本報告はこうした問題点をふまえて、司法制度の中でも特に穀物輸送関連法に焦点を絞り、その運用面を明らかにすることを目的とする。

穀物輸送関連法とは、アテナイ以外の場所に穀物を輸送したり、そのような商船に融資したりすることを、アテナイに居住する者たちに対して禁止した法である。そして、この法に違反する者があれば、市民の誰でも自由に公訴の手続きで告発を行うことができた。

ところが、史料から得られる情報を整理してみると、この法が実際にどれだけの効力を持っていたのかには疑問の余地がある。第一に、上述のように違法行為の告発は市民にゆだねられていたが、公訴は告発者自身も大きなリスクを負うことから、多くの者たちは告発に消極的であった。また、アテナイには商人をむやみに訴えることを禁止する法も存在したため、商業に関しては特にその傾向が強かったとみられる。第二に、この法は市民や在留外国人といったアテナイ居住者のみに適用されたが、実際には、商人の多くはアテナイに一時的にしか滞在しない者たちであった。従って、この法では彼らの行動を規制することができなかつた可能性があるのである。

以上のように、穀物輸送関連法には制度上いくつかの限界が存在していた。そのため、この法が本当に機能していたとするならば、こうした点をいかにして乗り越えていたのかについて説明する必要があるといえよう。さて、このような問題意識のもと法廷弁論を詳細に検討していくと、次のような像が浮かび上がってきた。まず、違法行為が実際に告発されたり、告発が懸念されたりしている事例が複数確認できることから、この法が決して形骸化していたわけではないことが読みとれる。その一方で、この法への違反が問題視されている事例の多くは、違法行為そのものを公訴で訴えたものではなく、他の名目で告発された私訴の中での余罪追求であったことが判明した。

興味深いのは、こうした私訴の中での言及という形をとる場合、上述のような制度上の限界が克服されているという点である。第一に、私訴は市民でなくとも提起することができたため、幅広い層が低いリスクで違法行為を摘発することが可能であった。第二に、直接の規制対象とはなっていなかった、一時滞在の外国人が行った違法行為に関しても、批判を加えることができた。つまり、穀物輸送関連法は、公訴という制度的な枠組みに縛られずに運用されることによって、商人の行動を規制するという本来の機能を実現できていたのである。

ローマ建国の祖とされる双子、ロムルスとレムスの誕生とそれに続く物語は、神話上の貴種流離譚における典型とされる。とりわけ双子を拾い育てた雌狼はその後ローマ人自身、あるいは彼らと相対する他民族にとっても、ローマを象徴する存在であり続けた。例えば紀元前1世紀にローマと矛を交えたポントス王ミトリダテスは、ローマ人の貪欲の由来を建国の祖らの育ての親の動物の性質に結び付けて非難する（ポンペイウス・トログス『地中海世界史』38巻）。

しかしこの建国の祖にまつわる貴種流離譚は、ギリシアや中東の神話にその祖型を持ち、ローマの双子にあたる後の王を拾う動物も、雌鹿、雌犬そして雌熊などの原型をもっていた可能性が、J.B.カーターやA.ローゼンベルグ以来さまざまに想定されてきた。J.G.フレイザーのように、この逸話の文学的伝統を辿ることは不要と考える者もいたが、この神話には何らかの原型があったという想定は概ね研究者に共有されつつも、その伝承の形成と変遷過程に決定的な定説があるとは言えないのが今日の状況であろう。

本報告では、現在われわれが手にしている神話が形成される前段階において、双子を拾い育てた動物が狼ではなく熊であった可能性を提示し、こうした研究史に一片の貢献を図りたい。そのため報告者は、神話の漠然とした類似点のみを根拠とせず、共和政期・帝政初期に成立した双子の受難と救援を語るテキストに残る、雌熊による庇護と保育の痕跡を示す箇所を提示する。

検討の対象となるのは主に、ウェルギリウス『アエネイス』第8歌とオウィディウス『祭暦』第2巻の関連テキストである。両者は遺棄された双子を拾い救った雌狼を描写する際、古代ギリシア・ローマ期に、雌熊特有の子育て方法とみなされていた行動を、なぜか雌狼に適用する。本報告では、指摘される雌狼の行動が、古代地中海人にとって狼のものではなく、熊特有の生態と信じられていたことを、アリストテレス『動物誌』、大プリニウス『博物誌』、プルタルコス『倫理論集』、さらにはオウィディウスのもう一つの作品『変身物語』を比較検討することによって確認する。加えて、ローマ建国神話が明らかに影響を受けているトロイア戦争神話の系譜のなかでも、パリに付与された貴種流離譚においては、王子が雌熊に育てられたとするバリエーションがアポドロロスによって採用されていることを指摘し、ローマ建国神話伝承への影響を検討する。

## 前一世紀末から後一世紀における古代ローマの庭園の興隆

川本 悠紀子

アウグストゥス帝の治世下における文化芸術の興隆は広く知られており、それは壁画の様式の変化、都市ローマにおいて様々な建造物が建てられたこと、あるいはマエケナスによる文人への支援などを根拠として語られることが多い。本研究発表は、この文化芸術の発展に庭園文化が生まれたことも加えられるのではないかと論じるものである。

大プリニウスによると、第三次ミトリダテス戦争の折にルクッルスがチェリーの木を持ち帰ってきたという。また、大ポンペイウスが前 61 年に東方での軍事遠征を終えてローマに凱旋した際には、捕虜や戦利品だけではなくコクタンの木が引き回された。同様のことは後 70 年にもあり、ユダヤ戦争後に帰還したウェスパシアヌス帝とその後継者たるティトゥスの凱旋にはバルサムの木が登場した。これらの木々の中には、征服された地域を象徴するものもあったため凱旋時に引き回されたのである (Marzano (2014 & forthcoming))。特定の植物とイデオロギーとが結びついた事例は多くはないものの、それまでローマで存在しなかった多くの植物が東方遠征の後に戦利品として持ち帰られた結果、前一世紀半ば以降、イタリア半島では植物の種類が増えることとなった。

このような植物の種類増加の約半世紀後になると、古代ローマの庭園壁画が登場する。現存する最も古い事例は先述のマエケナスが所有していた *Horti Maecenatis* にある *Auditorium* の壁画で、そのほぼ同時代のものとしてローマ近郊にあり、アウグストゥス帝の妻リウィアが所有していたとされる *Villa of Livia at Prima Porta* の庭園描写がある。これに続いてポンペイやその近隣の都市の住宅・別荘で発見された庭園壁画、そしてエフェソスの *Hanghaus 2* の庭園描写が挙げられる。これを時代順に並べてみると、前一世紀末に都市ローマにおいて描かれるようになった庭園描写が、ポンペイでは後一世紀前半ごろに、エフェソスでは後二世紀に描かれるようになったということになる。

このほかにも、農業生産力を向上させるため、あるいは視覚的に美しい庭園を造るための庭園技術もまた前一世紀ごろになると向上し、大プリニウスによると、「アウグストゥスの友人にして騎士階級身分のガイウス・マティウスが 80 年前に木々を刈り込む技術を見出した」とされる (Plin. *NH* 12.13)。また、水道は既に各都市で整備されていたが、個人の住宅にまで水が引かれるようになった。このことが、庭園壁画に必ずと言ってよいほど見られる噴水の描写からも読み取れるだろう。

このように、庭園の植生・造形に関連した変化が前一世紀から後一世紀に生じていたのは疑う余地がなく、それまでローマにはなかった「庭園文化」が形成されつつあったことを史料・考古学的資料は示している。本発表では古代ローマの庭園が前一世紀末以降に発展した点について具体的な事例をもとに検討する中で、アウグストゥス帝期の文化芸術の興隆の一つとして庭園文化を位置付けることを模索したい。



アラビアの伝承における『ゲオーポニカ』  
——アナトリオスの『農書』との連関について

伊藤 正

『ゲオーポニカ』は950年頃、ビザンツ（東ローマ）皇帝コンスタンティノス7世ポルピュロゲンネトス（在位913–959年）の命で編纂された農業に関する百科全書的な性格の書物である。本書の編纂者は6世紀のCassianus Bassus Scholasticusの『農業に関する選集』Περὶ γεωργίας ἐκλογαί（以下『選集』と略記）を基にこれを編纂し、本書に現行のタイトルを付した結果、爾来本書はその名で呼ばれることになる。また、Cassianus Bassus自身は4世紀の二つの農書を彼の『選集』の底本にしたとされる。すなわち、Anatoliusの12書から成るΣυναγωγή γεωργικῶν ἐπιτηδευμάτωνとAlexandreia出身のDidymusの15書から成るΓεωργικάの二つの農書である。残念ながら、Cassianusの『選集』のギリシア語原典は現存しないが、この農書は9世紀にSirgīs b.Hilīyā ar-Rūmīによってギリシア語からアラビア語に翻訳され、今日そのアラビア語版がkitāb al-filāḥa ar-rūmīya (Qustūs = Cassianus)として伝わる。さらに、Cassianus自身が彼の農書を編纂するにあたって用いたとされる農書の一つ、AnatoliusのΣυναγωγή γεωργικῶν ἐπιτηδευμάτωνも残念ながらそのギリシア語原典は現存しないが、幸いなことに8世紀末(179/795年)にYahyā ibn-Ḳālid ibn-Barmakの依頼によってギリシア語からアラビア語に翻訳され、今日kitāb al-filāḥa (Anaṭūliyūs=Anatolius)として現存する。発表者の最終的な目標はアラビア語版Anaṭūliyūsの『農書』(kitāb al-filāḥa)に基づくギリシア語原典(Συναγωγή γεωργικῶν ἐπιτηδευμάτων)の復元ということにある。

本発表において、『ゲオーポニカ』第2書とAnaṭūliyūsの『農書』第1書の内容を比較研究し、両書の文献学的な連関を明らかにする。研究成果として、1. Anaṭūliyūsの『農書』第1書(写本6葉)の内容が『ゲオーポニカ』第2書の2章、3章、7-8章、44章および48章の内容に一致すること、したがって、2. Anaṭūliyūsの『農書』第1書は『ゲオーポニカ』第2書に相当し、『ゲオーポニカ』第1書はAnaṭūliyūs(Anatolius)の『農書』からのものではないということ、3. Anaṭūliyūsの『農書』を底本として6世紀にCassianus Bassusの『選集』が編纂され、さらにCassianus Bassusの農書を基に10世紀中葉に『ゲオーポニカ』が編纂された可能性が高いことを明らかにする。